

令和4年度 堀之内浄化センター 植栽管理業務委託 仕様書

第1 業務名

令和4年度 堀之内浄化センター 植栽管理業務委託

第2 業務場所

新潟県魚沼市新道島364番地	堀之内浄化センター内
新潟県魚沼市竜光1958番地1	竜光ポンプ場内
新潟県魚沼市下新田12番地2	宇賀地ポンプ場内
新潟県魚沼市四日町757番地	四日町ポンプ場内

各場所の業務範囲は添付「配置図」を参照すること。

第3 一般事項

3-1 適用

この仕様書は、堀之内浄化センターの植栽管理業務に適用し、業務内容について示す。業務の性質上、本仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた業務はこれを遵守するとともに、業務員に周知徹底し、管理業務の遂行にあたらなければならない。

3-2 用語の定義

- 1) 委託者：（公財）新潟県下水道公社堀之内支所の職にある者をいう。
- 2) 受託者：公社から委託を受けた業務を契約書及び仕様書に基づき実施する者をいう。

3-3 業務実施計画書等

受託者は、業務の実施に先立ち、受託業務の具体的な計画書及び業務工程表を仕様書に基づいて作成し、提出するものとする。また、作業日程はその時期を逸しないようにし、予め委託者と連絡を密にして実施する。

3-4 委託者の立ち会い

受託者は、委託者の指定する業務及び作業にあたっては、記録等により確認できるものを除き、委託者の立ち会いを求め、検査を受けるものとする。

3-5 資機材等の負担区分

業務の実施に必要な機械器具等は、原則として受託者が負担するものとする。なお、管理上必要と認められる資材は委託者と現場責任者で協議し決定する。

3-6 疑義に対する協議

委託業務について疑義が生じた場合、現場責任者は委託者と協議する。

第4 業務の基準

(詳細な業務内容は別表の“管理基準表”を参照のこと)

4-1 芝生管理

- 1) 芝刈り：機械刈りを標準とする。実施時期は状況を見ながら適宜行う。

4-2 樹木管理

- 1) 剪定：美観、通風等を考慮し、樹種の生態にあつた剪定を行う。
- 2) 病害虫防除：病害虫防除の薬剤散布は、原則として行なわない。ただし、病害虫の発生や被害の状況に応じては、別途に薬剤を散布する事がある。薬剤を使用した場合は、使用した年月日、場所、対象植物、使用した薬剤の種類・名称ならびに単位面積当たりの使用量と希釈倍数を報告すること。なお薬剤を散布する場合は、散布時に散布区域内に薬剤使用者および使用委託者以外の者が入らないように最大限の配慮（散布の時間帯や立て看板による表示等）を行うこと。
- 3) 雪囲い：長木、真竹、縄等を用いて結束し、雪から樹木を保護する。
撤去は、契約後に速やかに行うものとする。
撤去時に破損している資材については、第5 提出書類（5）に記載の「雪囲い資材破損リスト」にまとめ、提出すること。
雪囲い時期は10月末～11月を目安にする。

4-3 除草

- 1) 緑地帯除草：草刈は草刈機で行うものとし、刈り取った草は極力、樹木の根に集草する。ただし、低木が植えられている場合は人力で除草を行う。なお、景観上等で好ましくない箇所については集草する。また、各ポンプ場は浄化センターへ搬出する場合がある。

第5 提出書類（各1部）

- (1) 工程表
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務報告書、作業日報
- (4) 業務写真
- (5) 雪囲い資材破損リスト（様式不問）

注) 作業日報、作業写真は作業ごとに提出すること。

第6 その他

- 1 業務は基本的に開庁日の午前8時30分から午後5時とする。やむを得ず閉庁日に実施する場合は委託者に事前に書面（様式不問）にて届け出ること。
- 2 業務実施の際は浄化センター、各ポンプ場を問わず管理機械棟2階中央監視室の“外部作業入退出記録（工事業者入退場記録簿）”に記録し、中央監視室作業員にその旨を告げること。
- 3 業務員の一切の事故については、すべて受託者の責任と負担において処理する。
- 4 施設の故障、破損等を発見した場合は、速やかに委託者に報告する。
- 5 本業務にあたっては、労働安全衛生規則及び同規則関連法規を遵守し、業務員に対して常にこれを徹底させるとともに、安全作業に対する十分な措置を行わなければならない。

<管理基準表>

植栽管理業務の管理基準は次の表によるものとし、実施範囲及び位置は別紙配置図による。

○樹木管理

場 所	種 別	種 類		回数	単位	数量	備 考
浄化センター	軽剪定	針葉樹	幹周15cm以上30cm未満	1	本	1	マツ 命名碑緑地帯
				1	本	9	イチイ 車庫脇、機械濃縮棟、汚泥濃縮タンク南側
		常緑広葉樹	幹周15cm以上30cm未満	1	本	2	ユキツバキ 命名碑緑地帯
	低木剪定	低木手刈 整姿(寄植)	高さ1.5m未満	1	m ²	112	サツキ、 シャクナゲ 管理棟正面側
				1	m ²	196	イチイ 魚野川右岸堤防沿い
				1	m ²	100	レンギョウ、 アジサイ 反応タンク南側
				1	m ²	18	ドウダンツツジ 管理棟駐車場
				1	m ²	18	ドウダンツツジ 管理棟北側
				1	m ²	28	レンギョウ 管理棟西側
雪囲い 設置・撤去	三又、四又 絞り	針葉樹(マツ、イチイ)	各1	回	10本	命名碑緑地帯、機械濃縮棟、濃縮タンク南側	
		繩絞り	アジサイ他	各1	回	185本	水処理施設南側他
		屋根式	低木(サツキ、シャクナゲ)	各1	回	81m ²	管理棟南側
		屋根式	低木(ドウダンツツジ)	各1	回	39m ²	管理棟駐車場
		三又、四又 絞り	中木(ユキツバキ)	各1	回	2本	命名碑緑地帯
		三又、四又 絞り	中木(ツツジ)	各1	回	2本	
竜光ポンプ場	雪囲い 設置・撤去	繩絞り	高木落葉樹 幹周15cm 以上30cm未満	各1	回	2本	桜 正面左側植栽帯
			高木落葉樹 幹周15cm 以上30cm未満	各1	回	3本	ヤマボウシ 正面右側植栽帯
			高木落葉樹 幹周15cm 以上30cm未満	各1	回	1本	エゴノキ 正面右側植栽帯
			低木落葉広葉樹	各1	回	30株	ドウダンツツジ 正面右側植栽帯、ポンプ場東側植栽帯
			低木落葉広葉樹	各1	回	15株	サルスベリ 正面右側植栽帯

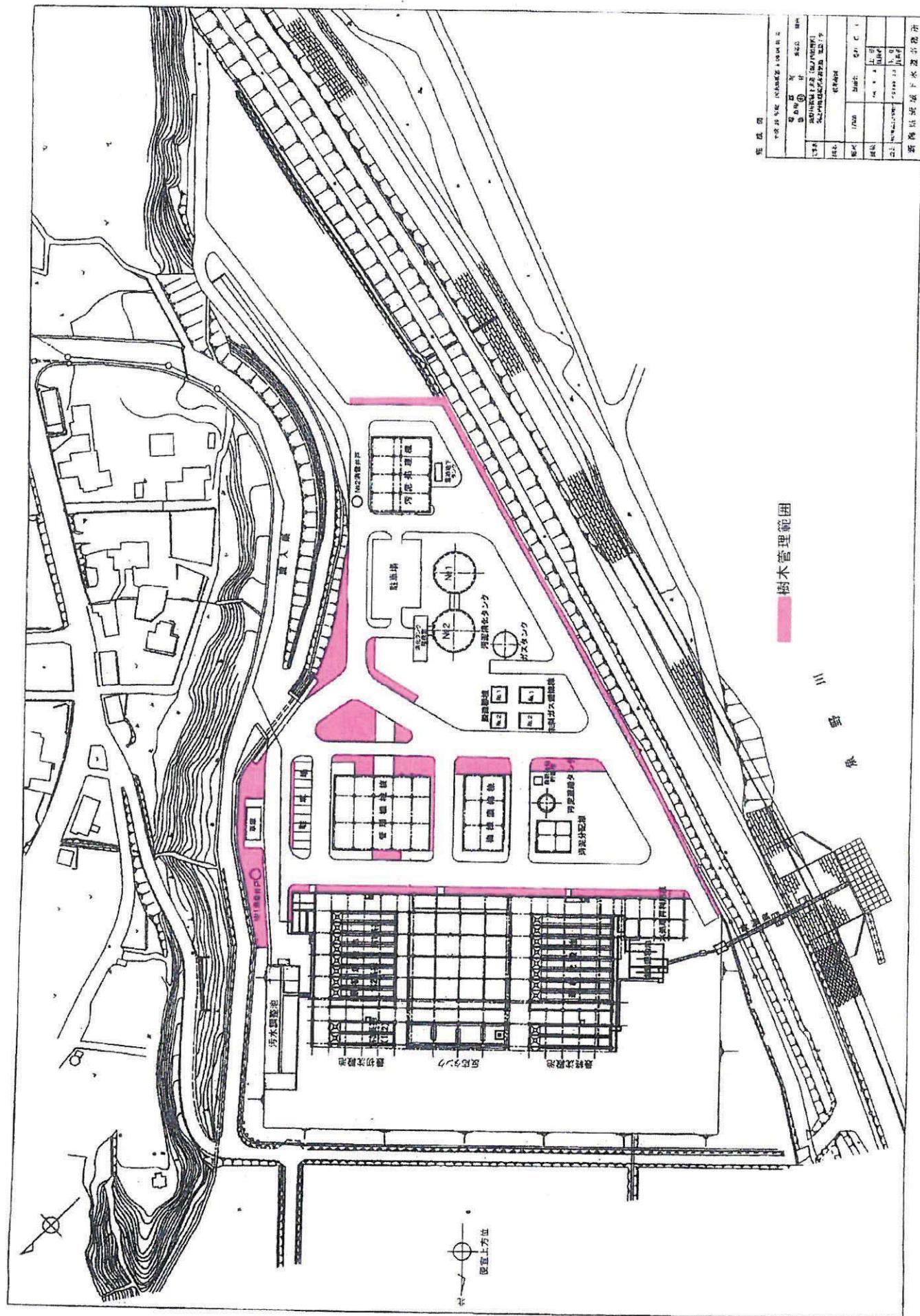
○場内除草

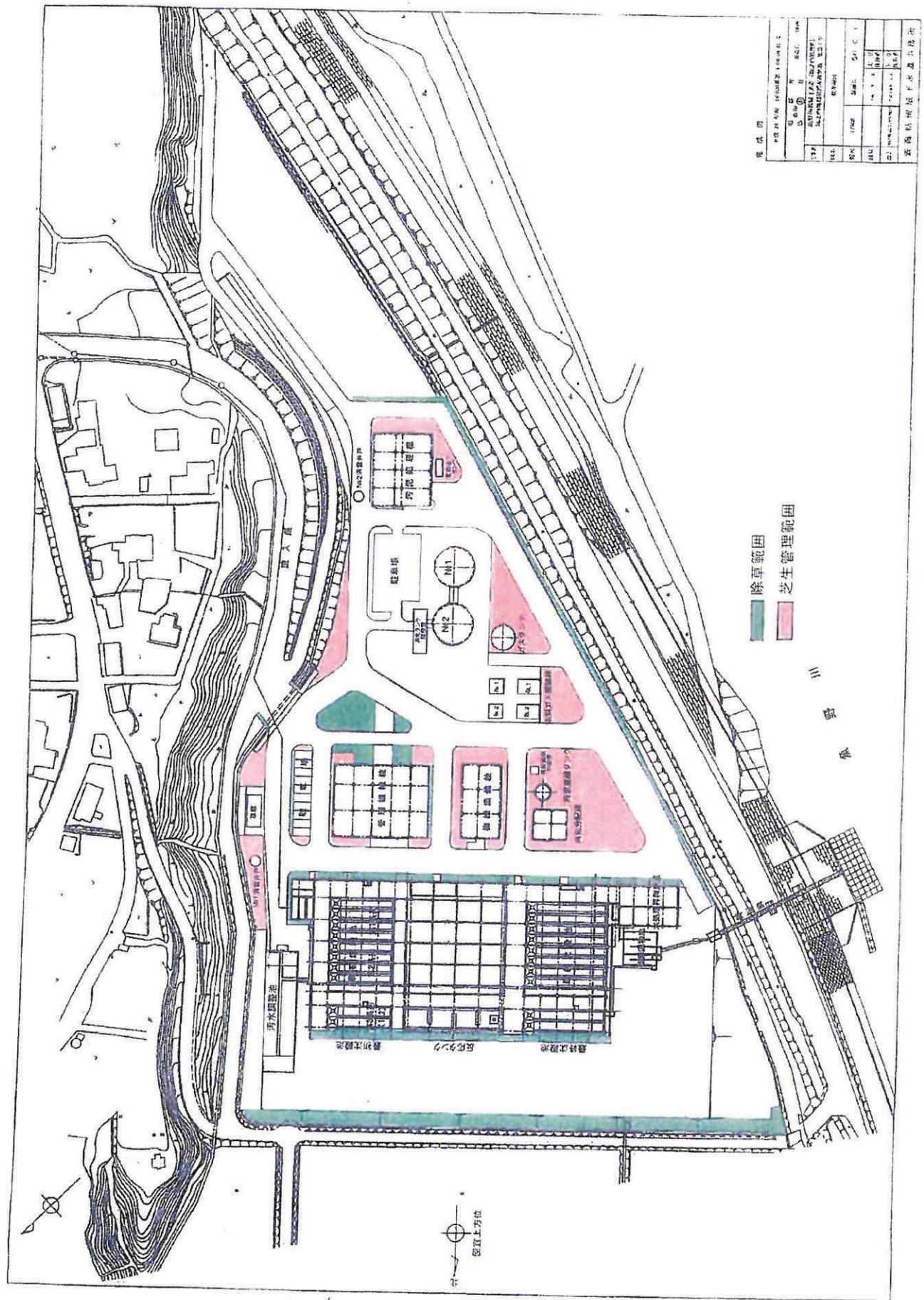
場 所	種 別	種 類	回数	単位	数量	備 考
浄化センター	芝生管理	機械芝刈	3回	m ²	122	管理棟周囲
			3回	m ²	18	管理棟東側駐車場
			3回	m ²	744	汚泥濃縮タンク周囲
			3回	m ²	262	機械濃縮棟周囲
			3回	m ²	225	ガスタンク前
			3回	m ²	96	余剰燃焼棟前
			3回	m ²	238	汚泥処理棟周囲
			3回	m ²	225	正門南側の緑地帯
			3回	m ²	186	車庫周囲の緑地帯
公園除草	公園人力除草 総合		3回	m ²	90	命名碑緑地帯
			3回	m ²	81	サツキ、 シャクナゲ 管理棟南側
			3回	m ²	12	降雪前 刈り込み 管理棟南側花壇
			3回	m ²	18	トウダンツツジ 管理棟駐車場
			3回	m ²	18	トウダンツツジ 管理棟西側
	機械除草 I 総合		3回	m ²	222	アジサイ 水処理施設南側
			3回	m ²	285	水処理施設北側
			3回	m ²	1,020	敷地北側 (法面5m+法肩1m)
			3回	m ²	196	仔イ 魚野川右岸堤防沿い
竜光ポンプ場	公園除草	機械除草 II 総合	3回	m ²	648	植栽帯
宇賀地ポンプ場	公園除草	機械除草 I 総合	3回	m ²	340	敷地北側法面
		機械除草 II 総合	3回	m ²	124	植栽帯
四日町ポンプ場	公園除草		3回	m ²	341	植栽帯

※1 機械除草 I 総合:機械除草 I +集草+積込+運搬(場内指定場所に廃棄)

※2 機械除草 II 総合:機械除草 II +集草+積込+運搬(場内指定場所に廃棄)

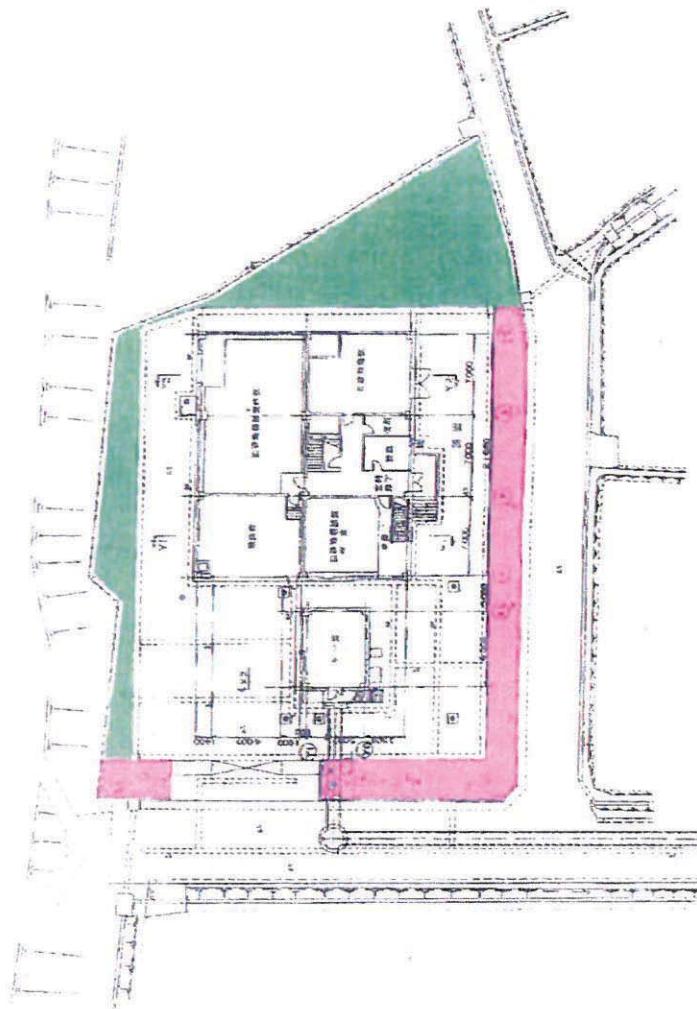
※3 公園除草総合:人力除草+集草+積込+運搬(場内指定場所に廃棄)





一般平面圖

龍光ボンブ



樹木管理範囲及び除草範囲

除草範例

宇賀地ボンブ場

除草範例

四日町ボンズシアター

